

基本情報

施設名	社会福祉法人 同塵会 境町パイナップル保育園
所在地	川崎市川崎区境町 11-9
電話番号	044 (222) 8686
評価年度	平成 30 年度
評価機関	株式会社 R-CORPORATION

評価方法

評価実施シート（管理者層合議用）	
(実施期間) 平成 30 年 10 月 5 日～ 平成 30 年 10 月 31 日	管理者一人ひとりが自己評価をしたものを持ち寄り照らし合わせ、 合意した結果を最終記入した。
評価実施シート（職員用）	
(実施期間) 平成 30 年 10 月 5 日～ 平成 30 年 10 月 26 日	一人ひとりが自分の仕事を振り返りつつ記入。 封をして、指定ポストに投函する。指定日評価機関に送付。
利用者調査	
(実施期間) 平成 30 年 10 月 9 日～ 平成 30 年 10 月 23 日	前予告を園便りで行い、世帯に 1 通ずつ手紙を添えて手渡しする。 運動会時口頭でも伝える。封をして指定ポストに投函してもらい送付。
評価調査者による訪問調査	
(実施期間) 平成 30 年 11 月 27 日 平成 30 年 11 月 28 日	調査者 2 名が 1.5 日間訪問し、園内を視察及び、子どもと保育士の関わり の様子、保育環境を観察し、1 日目昼食は幼児と一緒に食事を行い、食育 の様子を観察しました。昼食後に職員インタビュー（乳幼児保育士、栄養 士、看護師）を実施し、延長保育での過ごし方の観察を行い、子どもたち が安心して生活している様子を確認しました。2 日目は園長に 1 日目のヒ アリングの引き続きを実施しました。

総合評価

《全体の評価講評》

対象事業所名	境町パイナップル保育園
経営主体(法人等)	社会福祉法人 同塵会
対象サービス	保育所
事業所住所等	川崎市川崎区境町 11-9
事業開始時期	2016年4月日
評価機関名	株式会社 R-CORPORATION
評価項目	川崎市版

【施設の概要・特徴】

- 境町パイナップル保育園は、社会福祉法人同塵会（以下、法人）の経営です。法人の設立は昭和41年3月であり、昭和42年に横浜市港南区に特別養護老人ホーム芙蓉苑の開設に端を発し、現在、神奈川県に特別養護老人ホーム7施設、認知症対応型共同生活介護1施設、横浜市地域ケアプラザ5施設、認可保育園を8施設（内1施設は東京都）を運営し、主に横浜市、川崎市中心に地域福祉社会の創造に向けて貢献している法人です。境町パイナップル保育園は、川崎駅からバスで5分程度、さつき橋バス停から徒歩1分の国道から少し入り、「特別養護老人ホーム境町フェニックス」を併設した保育園です。園舎内は、広いスペースとゆとりある環境設定が成され、子どもたちはのびのびと遊び、さらに、合築を生かした子どもと高齢者との世代間交流を保育に取り入れ、双方で活性化が図られています。
- 境町パイナップル保育園の理念は、「1.児童福祉法に基づき、人権や主体性を尊重し、自ら伸びゆく可能性を信じて、お子様のために誠意の限りを尽くします。」「2.子どもが現在をもっともよく生き、一生を通じて学び続ける姿勢を持ち、幸せな人生を送るための土台を築いていきます。」を掲げ、理念の実現を目指して「一人一人を大切に丁寧な保育」を指標に保育を実践しています。

〈特に良いと思う点〉

1. 【子ども一人ひとりを大切にする保育・環境整備】

- 境町パイナップル保育園の保育の特徴は、子どもの視線に立った保育を目指し、子どもの姿、発達に合わせて毎月のねらいを決め、子ども一人ひとりを受容し、個々の発達の過程や生活環境等の理解を深め、個々に合った働きかけを行う点にあります。幼児クラスでは、子ども一人ひとりの個性を大切にし、それぞれの子どもに合った援助を行い、子どもが好きな遊びや「その時」にやりたい遊びが選べるよう複数のコーナーを保育室内に設置し、集中して好きな遊びを一人でも、友だちと一緒に遊べる環境を保障しています。

2. 【地域との交流】

●地域社会に開かれた保育園を目指し、子育て支援事業としての園庭開放、子育て相談等の実施や、園での人形劇の公演等に近隣の小規模保育園、地域の方々を招待して園の理解につなげています。また、区主催のスタンプラリーでの押印施設として協力し、一時保育では年間100名を超える子育て家庭の子どもの受け入れを行い、地域に寄与しています。実習生の受け入れでは、養護学校、就労支援施設等の実習生の受け入れを行い、併設施設の特別養護老人ホーム境町フェニックスに子どもたちがハロウィンで訪問する等、地域との交流に努めています。

3. 【モンテッソーリ教育の推進】

●境町パイナップル保育園では、幼児教育理論の1つ「モンテッソーリ教育」を採用し、保育に展開しています。0歳から6歳までの乳幼児期に子どもの体や人格形成の基礎を築く大切な時期、長い人生の基盤となる時期の礎の一環として、モンテッソーリの考え方を取り入れ、教具の活用を中心に、「自ら育つ力」を援助する目的を持って展開しています。自由に自分で自分の活動を選び（自由な個別活動）、子どもの自発性を重んじた知的好奇心を養い（自由な環境）、異年齢での縦割り保育の実施等、障害児、全ての子どもに対する理論として取り入れ、保育に生かしています。

<さらなる期待がされる点>

1. 【職員のさらなる質の向上】

●境町パイナップル保育園は、平成28年4月の開園であり、川崎区の中心部に同建物の特別養護老人ホーム境町フェニックスと同時開設をし、法人共々知名度は高く、評判も良い境町パイナップル保育園です。体制については、園長をはじめ、経験値の高い保育士が在籍する反面、経験値の浅い職員も多く、さらに、教育手法に厳しいモンテッソーリ教育の展開や、園として保護者対応への統一等、やらねばならない事項は多々ある中、職員の資質が問われる面も多いと思われます。園長の尽力と全職員で日々勉強中と思いますが、さらなる「境町パイナップル保育園とは」と言える接遇の確立、サービスの質の向上に向けた研鑽を期待しています。

2. 【さらなる近隣との連携について】

●境町パイナップル保育園は開設4年目であり、地域との連携・交流の良さは園長をはじめ、行政との連携等、ご努力で広がられています。園は位置的に川崎駅前から大通りに面した地域であり、周辺はマンション等の集合住宅が中心で一戸建ての住宅は少なく、近所付き合いとなると比較的難しい周辺環境となっています。地域との交流を展開された工夫・努力から、さらなる近隣との関係構築の工夫、取り組みに期待がされます。

3. 【環境設定のさらなる有効活用について】

●境町パイナップル保育園は、園舎内の環境設定に関しては非常に恵まれた環境であることが言えます。但し、豊かでゆとりある環境の利用価値はさらにあると思える面もあります。活用方法について、さらなる地域の子育て支援の展開や、地域への一部開放、関係機関との協働による活動等についても貢献できることもあるかと思われます。人的要因の問題もありますが、広いスペースを一層の有効活用を図っていかれることを期待いたしております。

川崎市福祉サービス第三者評価結果

第三者評価受審施設 境町パイナップル保育園	
評価年度	平成 30 年度
評価機関	株式会社 R-CORPORATION

<評価領域>

I. サービス実施に関する項目	1	サービスマネジメントの確立
	2	人権の尊重
	3	意向の尊重と自立生活への支援に向けた提供
	4	サービスの適切な実施
II. 組織マネジメントに関する項目	5	運営上の透明性の確保と継続性
	6	地域の交流・連携
	7	職員の資質の向上と促進

I. サービス実施に関する項目

評価領域 1 サービスマネジメントの確立

評価の理由（コメント）

●園の必要な情報は、法人のホームページやパンフレット、入園のしおり等で提供しています。園見学は申し込み制（毎週月曜 10 時～）として案内していますが、希望者の都合も考慮して要望に応じるよう配慮しています。園見学者には施設内や保育の様子を見学してもらい、見学者用のパンフレットを配付し、説明を行っています。サービス利用開始後は慣らし保育を実施し、子どもの様子、保護者の就労に応じて柔軟に対応し、期間については基本的に 1 週間程度としています。入園決定後は新入児説明会（全体説明会）を実施し、個別説明、個別面接を行い、各家庭からの情報は職員間で共有し、日々の保育に生かしています。

●各種指導計画の策定では、各クラスでの打合せ、毎月乳児会議、幼児会議を実施し、必要に応じて複数回会議を行い、乳児クラスは毎月個別指導計画を作成しています。また、新保育所保育指針を踏まえ、「養護」と「教育」の各領域を考慮して作成しています。サービス実施状況の記録については、健康観察表、連絡帳で日々その日の子どもの様子を記録し、家庭と情報交換・共有を図り、記録は児童票ファイル（個人）に保管しています。園では、乳児に対してゆるやかな保育士担当制を採用し、1 名の保育士が 4 名程の子どもを担当し、乳児時代に愛着関係を丁寧に育む体制を構築しています。

●提供するサービスの標準的な実施方法については保育所のマニュアル（法人本部作成）に明示し、園特有の項目等に関しては園で修正して実施しています。実施については、全体的な計画から週案作成までの流れを示し、クラスごとの事務量等も明確化し、全職員で確認し、共通認識を図っています。園長は、保育の状況を視察、確認をし、保育の進め方や個別項目をチェックし、クラス担任に助言を行い、口頭・実践指導を示しながら標準化が図れるよう取り組んでいます。

評価分類 1 - (1)	サービスの開始・終了時の対応が適切に行われている
評価	A

①	保護者等（利用希望者を含む）に対してサービス選択に必要な情報を提供している	○
②	サービスの開始にあたり保護者等に説明し同意を得ている	○
③	サービス利用開始後に、子どもの不安やストレスが軽減されるような支援を行っている	○
④	就学がスムーズに行われるよう、保育の方法や保護者とのかかわりに配慮されている	○

〈①～④について〉

●園の必要な情報は、法人のホームページやパンフレット、入園のしおり等で提供しています。園見学は申し込み制（毎週月曜 10 時～）として案内していますが、希望者の都合も考慮して要望に応じるよう配慮しています。園見学者には施設内や保育の様子を見学してもらい、見学者用のパンフレットを配付し、説明を行っています。入園決定後は新入児説明会（全体説明会）を実施し、個別説明、個別面接を行い、各家庭からの情報は職員間で共有し、日々の保育に生かしています。

●全体説明会で「重要事項説明書」に沿って園の概要、保育内容や園の諸規定、一時保育について説明し、同意を得ています。また、個人情報（肖像権含む）の取り扱いについても同意書を提出してもらっています。

●サービス利用開始後は慣らし保育を実施し、子どもの様子、保護者の就労に応じて柔軟に対応し、期間については基本的に 1 週間程度としています。保護者とは密に連携を図り、個別に子どもの様子を伝え、情報を共有し、送迎時にはコミュニケーションを取るよう心がけ、不安の軽減に努めています。

●就学に向けて、近隣の小学校 2 校へ小学校の訪問を実施し、交流を図っています。保護者に対しては、1 月末頃に年長児の保護者へ懇談会を開催し、情報を提供し、就学までの見通しを持てるようにしています。また、教育相談の連絡先を提供する等、就学の不安への配慮をしています。年長児の担任は保育所児童保育要録を作成し、小学校へ提出しています。

評価分類 1 - (2)	手順を定め、その手順に従ったアセスメントを行い、サービス実施計画を策定している
評価	A

①	手順を定め、その手順に従ってアセスメントを行っている	○
②	指導計画を適正に策定している	○
③	状況に応じて指導計画の評価・見直しを行っている	○

〈①～③について〉

●全体的な計画は、保育年間指導計画、クラス別保育年間指導計画、乳児は個別保育年間指導計画を策定しています。また、クラス別（個人別）月案、週案へと展開し、子どもの様子に合わせて実施し、評価・反省を行っています。

●各種指導計画の策定では、各クラスでの打合せ、毎月乳児会議、幼児会議を実施し、必要に応じて複数回会議を行い、乳児クラスは毎月個別指導計画を作成しています。また、新保育所保育指針を踏まえ、「養護」と「教育」の各領域を考慮して作成しています。指導計画は子どもの姿、心身の状況、生活状況を踏まえて作成・記録を行っています。

●年を4期に分け、年度末に年間の反省及び評価を行い、課題を次期の計画につなげています。職員は、月案は月末に結果・反省を記入し、次月の作成時および月末のクラス内の打合せで評価、反省を実施し、次月に反映させています。

評価分類 1 - (3)	サービス実施の記録が適切に行われている
評価	A

①	子どもに関するサービス実施状況の記録が適切に行われている	○
②	子どもに関する記録の管理体制が確立している	○
③	子どもの状況等に関する情報を職員間で共有している	○

〈①～③について〉

●サービス実施状況の記録については、健康観察表、連絡帳で日々その日の様子を記録し、家庭と情報交換・共有をし、記録は児童票ファイル（個人）に保管しています。園では、乳児に対してゆるやかな保育士担当制を採用し、1名の保育士が4名程の子どもを担当し、乳児時代に愛着関係を丁寧に育む体制を構築しています。記録は、川崎市の規定に基づき記録し、記録の仕方・書き方については、子どもの成長の姿がわかるような書き方をしよう指導を行い、記載に差異がないよう留意しています。

●子どもに関する記録は、個別に児童票ファイルを作成し、児童票、健康記録、面接票、異動届、観察個人記録、送迎者写真をファイリングし、児童票、個人情報に係わる書類は施錠付きのロッカーに格納しています。

●日々の子どもの様子等は、職員会議で各クラスの報告を行い、子どもの状況・変化等を職員間で共有しています。園内のケガについても報告し、全職員が共有して再発防止につなげています。また、「職員連絡ノート」を設定し、連絡事項を常勤職員、非常勤職員で共有化を図り、情報を伝える体制が根付いて来ています。

評価分類 1 - (4)	提供するサービスの標準的な実施方法が確立している
評価	A

①	提供するサービスについて、標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている	○
②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している	○

〈①～②について〉

●提供するサービスの標準的な実施方法については保育所のマニュアルに明示し、園特有の項目等に関しては園で修正して実施しています。実施については、全体的な計画から週案作成までの流れを示し、クラスごとの事務量等も明確化し、全職員で確認し、共通認識を図っています。

●園長は、保育の状況を視察、確認をし、保育の進め方や個別項目をチェックし、クラス担任に助言を行い、口頭・実践指導を示しながら標準化が図れるよう取り組んでいます。

評価分類 1-(5)	利用者の安全を確保するための取組が行われている
評価	A

①	緊急時（事故、感染症の発生時）における子どもの安全確保のための体制が整備されている	○
②	災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている	○
③	子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している	○

〈①～③について〉

●「安全管理マニュアル」を作成し、緊急時に迅速な対応ができるよう整備しています。緊急時（事故、感染症の発生時等）における子どもの安全確保のために、園内で各種研修会（嘔吐処理・AED 救急救命法、エビペンの使い方等）を実施し、緊急時対応に備えています。近隣の医療機関（診療科別の病院）、関係機関、緊急連絡先リストを整備しています。また、消防署への直通電話機も常設しています。

●毎月、様々な想定した（火災、地震、水害等）避難訓練を実施し、非常時に体制を備えています。地域は多摩川のデルタ地帯であり、土地の海拔も低く津波、高潮の可能性があります。建物は高層の特別養護老人ホームとの合築であり、高層階へ避難できる体制があり、避難経路図・連携体制も備えています。保護者に対しては、災害時安否確認用メール「まち comi」への登録、受送信の登録を啓蒙し、登録者へは非常時に一斉配信を行えるようにしています。

●災害時の備蓄については、備蓄在庫を貯蔵すると共に、非常時に備えて物品購入並びに購入計画を作成し、各保育室で避難リュックの常備、防災頭巾、防火毛布等の設置、管理を行い、子どもを預かれる体制を整えています。

評価領域 2 人権の尊重

評価の理由（コメント）

●子どもの意思を尊重し、気持ちを受け止め、発達状況・年齢に合わせて一人ひとりに対応するよう心がけ、子どもが安心して意思表示ができるよう保育士との信頼関係作りに努めています。また、自分で自分の好きな遊びが選択できる環境設定を進めています。園長は、気持ちや行動の切り替えが苦手な子どもについて、事前にこれからすること、予定や選択肢での見通しを伝えたり、予告の声かけのタイミングに配慮する等、子どもの気持ちを受け入れながら切り替えの方法を職員に指導しています。職員は研修で人権尊重について学び合い、理解を深めています。

●保育理念に「児童福祉法に基づき、人権や主体性を尊重し、自ら伸びゆく可能性を信じて、お子様のために誠意の限りを尽くします。」を基に、全職員で共通認識を図り、保育に当たっています。乳児会議、幼児会議や園長による研修会を実施し、心理相談や個別支援の専門家から子どもの対応について指導を受け、理解を深めています。虐待の防止・早期発見については、「虐待防止マニュアル」（法人作成）を備え、乳・幼児会議の中で虐待事例を基に勉強会を実施し、意識を高めています。また、登降園時の親子関係に留意し、アイコンタクトで話を聞くよう心がけ、着替え時の体のチェック、子どもの心身の状態・変化を常に把握し、「気づき」を持って対応するようにしています。

●個人情報保護については、職員に守秘義務を周知徹底しています。保護者へは全体説明会時に重要事項説明書で説明を行い、入園のしおりにも記載して配付し、同意書と共に個人情報使用同意書についても同意を得ています。また、川崎市の発達相談員等に相談・助言を得る際は、必ず保護者へ口頭で承諾を得てから実施しています。職員は、子どもの一人ひとりの言葉や気持ちを表現する仕草等を受け止め、子ども気持ちに寄り添い、共感しながら接するよう心掛けています。

評価分類 2 - (1) サービスの実施にあたり、利用者の権利を守り個人の意思を尊重している

評価 A

①	日常の保育にあたっては、個人の意思を尊重している	○
②	子どもを尊重したサービス提供について共通の理解を持つための取組を行っている	○
③	虐待の防止・早期発見のための取組を行っている	○

〈①～③について〉

●子どもの意思を尊重し、気持ちを受け止め、発達状況・年齢に合わせて一人ひとりに対応するよう心がけ、子どもが安心して意思表示ができるよう保育士との信頼関係作りに努めています。また、自分で自分の好きな遊びが選択できる環境設定を進めています。園長は、気持ちや行動の切り替えが苦手な子どもについて、事前にこれからすること、予定や選択肢での見通しを伝えたり、予告の声かけのタイミングに配慮する等、子どもの気持ちを受け入れながら切り替えの方法を職員に指導しています。職員は研修で人権尊重について学び合い、理解を深めています。

●保育理念に「児童福祉法に基づき、人権や主体性を尊重し、自ら伸びゆく可能性を信じて、お子様のために誠意の限りを尽くします。」を基に、全職員で共通認識を図り、保育に当たっています。乳児会議、幼児会議や園長による研修会を実施し、心理相談や個別支援の専門家から子どもの対応について指導を受け、理解を深めています。

●虐待の防止・早期発見については、「虐待防止マニュアル」（法人作成）を備え、乳・幼児会議の中で虐待事例を基に勉強会を実施し、意識を高めています。また、登降園時の親子関係に留意し、アイコンタクトで話を聞くよう心がけ、着替え時の体のチェック、子どもの心身の状態・変化を常に把握し、「気づき」を持って対応するようにしています。川崎区の保健師の巡回を受け、助言・相談ができる体制を整えています。

評価分類 2 - (2) 利用者のプライバシー保護を徹底している

評価

A

①	子どもや保護者に関する情報（事項）を外部とやりとりする必要がある場合には、利用者の同意を得るようにしている	○
②	子どもの気持ちに配慮した支援を行っている	○

〈①～②について〉

●個人情報保護については、職員に守秘義務を周知徹底しています。保護者へは全体説明会時に重要事項説明書で説明を行い、入園のしおりにも記載して配付し、同意書と共に個人情報使用同意書についても同意を得ています。また、川崎市の発達相談員等に相談・助言を得る際は、必ず保護者へ口頭で承諾を得てから実施しています。プライバシー保護については、職員は個人情報保護規定を遵守しています。

●子どもの気持ちに配慮した支援では、職員は、子どもの一人ひとりの言葉や気持ちを表現する仕草等を受け止め、子ども気持ちに寄り添い、共感しながら接するよう心掛けています。また、子どもの羞恥心に十分配慮し、排泄に失敗した場合は他児に気付かれないよう配慮し、シャワーを利用して気持ちよく過ごせるようにしています。

評価領域 3 意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供

評価の理由（コメント）

●利用者満足の把握に向け、行事後にアンケートを実施し、要望、希望等を把握し、アンケートは集計・分析し、アンケート結果は開示し、保護者へフィードバックしています。職員に対してもアンケート結果内容を報告し、意見、指摘事項については次年度以降に再考し、出来得る事項は速やかに保育に反映するよう取り組んでいます。

●意見、苦情、相談等については、意見箱を設置し、いつでも意見が述べられるよう整備しています。保護者とは登降園時にコミュニケーションを図り、関係作りに努め、職員体制の意識付けを行い、いつでも保育士に話しかけやすいよう雰囲気作りをしています。子どもや保護者からの意見等については、直ぐに答えられる内容については、主任判断として迅速な対応に努めています。園全体、検討事項に関わる場合は、園長に報告し、判断を仰いで対応しています。子どもに対して、褒める時はみんなの前で褒め、叱る時は他児から離れた場所で個別に対応するようにしています。

●保育の基本として、乳児クラスは、個別に指導計画を作成し、子どもの姿、発達に合わせて毎月のねらいを決め、子ども一人ひとりを受容し、発達の過程や生活環境等の理解を深めて働きかけ、それにそって援助しています。幼児クラスでは、各年齢、発達、子ども一人ひとりの個性を把握し、その子に合った援助をしています。特別の配慮が必要な子どもについては、職員間で共通認識を図り、他児の力を借りながら共に成長できるよう統合保育を実施し、心理士や専門機関の助言を得ながら職員間で学び合い、支援に努めています。

評価分類3－(1) 利用者の意向の集約・分析とサービス向上への活用に取り組んでいる

評価

A

①	利用者満足の把握に向けた仕組みを整備している	○
②	利用者満足の向上に向けた仕組みを整備し、サービス向上に取り組んでいる	○

〈①～②について〉

- 利用者満足の把握に向け、行事後にアンケートを実施し、要望、希望等を把握し、アンケートは集計・分析し、アンケート結果は開示し、保護者へフィードバックしています。また、懇談会、保育参観・参加、個人面談を実施し、要望や意見を聞く機会を設けて保護者の意向や満足度の把握に努めています。
- 職員に対してもアンケート結果内容を報告し、意見、指摘事項については次年度以降に再考し、出来得る事項は保育に反映するよう取り組んでいます。今回、第三者評価を受審し、利用者アンケートから意見を抽出し、サービスの向上に生かしていきます。

評価分類3－(2) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている

評価

A

①	子どもや保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備している	○
②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している	○
③	子どもや保護者からの意見等に対して迅速に対応している	○

〈①～③について〉

- 意見、苦情、相談等については、意見箱を設置し、いつでも意見が述べられるよう整備しています。保護者とは登降園時にコミュニケーションを図り、関係作りに努め、職員体制の意識付けを行い、いつでも保育士に話しかけやすいよう雰囲気作りをしています。
- 苦情解決の仕組みについては、苦情解決受付者を主任とし、苦情解決責任者は園長であり、入園のしおりにも明示し、体制を整えています。特に重要な事項については掲示板に掲示し、周知しています。意見大小に関わらず保護者から意見を受けた場合は、速やかに主任または園長に報告を行う体制を整え、対応策については会議や職員連絡ノートで職員に伝え、共有化しています。
- 子どもや保護者からの意見等については、直ぐに答えられる内容については、主任判断として迅速な対応に努めています。園全体、検討事項に関わる場合は、園長に報告し、判断を仰いで対応しています。子どもに対して、褒める時はみんなの前で褒め、叱る時は他児から離れた場所で個別に対応するようにしています。

評価分類3 - (3) 子ども一人ひとりの発達の状態に応じた援助を行っている

評価

A

①	子ども一人ひとりを受容し、その発達の過程や生活環境などの理解を深めて働きかけや援助が行われている	○
②	様々な人間関係や友達との協同的な体験ができ、生活が豊かになるような環境が整備されている	○
③	子どもが主体的に活動し、自分を表現し、他者の表現を受け入れる力が育つように支援している	○
④	特別の配慮が必要な子ども（障害のある子どもを含む）の保育にあたっては、他の子どもとの生活を通して共に成長できるように援助している	○

〈①～④について〉

●保育の基本として、乳児クラスは、個別に指導計画を作成し、子どもの姿、発達に合わせて毎月のねらいを決め、子ども一人ひとりを受容し、発達の過程や生活環境等の理解を深めて働きかけ、それに沿って援助しています。幼児クラスでは、各年齢、発達、子ども一人ひとりの個性を把握し、その子に合った援助をしています。

●子どもが好きな遊びやその時やりたい遊びを選べるように、複数のコーナーを設置し、じっくりと、一人でも、友だち同士でも遊べるようにしています。年齢別活動の時間でも異年齢で散歩に行き一緒に遊び、異年齢児で経験、活動で関わりを深め、思いやり、助け合う気持ちを育てています。また、様々な行事を通して協同的な経験ができるよう取り組んでいます。

●保育環境では、遊具、絵本、素材等を用意し、子どもが自由に選択して興味・関心が持てるよう環境作りを行い、子どもの可能性を膨らませ、主体性、創造性、表現力を育む遊びを推進しています。子ども同士のトラブル等については、保育士は危険のないよう見守り、自分の気持ちを互いに話し合えるよう促し、必要な時に気持ちを代弁する等、互いに納得できるよう援助しています。

●特別の配慮が必要な子どもについては、職員間で共通認識を図り、他児の力を借りながら共に成長できるよう統合保育を実施し、心理士や専門機関の助言を得ながら職員間で学び合い、支援に努めています。

評価領域4 サービスの適切な実施

評価の理由（コメント）

●家庭での子どもの様子は連絡帳、健康観察表で日々確認し、登園時に言葉かけを行い、子どもの体調や機嫌、変化等の確認し、職員間で情報の共有をしています。体温は原則、自宅で検温してきてもらい、体調が悪いときのみ園で検温しています。休息（昼寝も含む）の長さについては、登園時間、保育時間、家庭での生活を踏まえ、午睡時間、食事の開始時間を調整するよう配慮しています。乳児では、0歳児の午前寝や1歳児の個人差を踏まえて午前睡に配慮しています。3歳～5歳児は遊戯室で一緒に午睡をしています。

●延長保育では、保育室に遊びのコーナーを設け、玩具や遊びを揃えて自由に好きな遊びで遊べるよう環境を整え、設定保育と自由遊びの時間配分を考慮し、過ごせるよう配慮しています。また、子どもたちの健康を維持に留意し、健康観察表を用いて登園時から日中の生活の様子を職員間で引き継ぎ、降園まで子どもが寛ぎ、安心して安定した保育ができるよう配慮しています。

●食育については、年間指導計画に「食育」を設けて期ごとに作成しています。園では、ランチルーム方式で年齢ごとに食事開始時間を設定し、子どもが自由に席を選んで楽しく食事ができるように工夫しています。食事量については、子どもの喫食状況を把握し、量の加減をして完食を味わえるようにしています。食事は外注給食会社に委託し、献立表は、献立担当保育士と園長、栄養士と献立会議を毎月開催し、園児の喫食状況（残食）など把握の上、季節感、彩など翌月の献立に反映させています。献立表は月末に翌月の献立表を保護者に配付しています。アレルギー児の除去食では、健康管理委員会の指示書に従って実施し、給食時は別トレイ・食器、食札を用い、重複確認を行って誤配膳、誤食防止を徹底しています。

評価分類4－(1) 家庭と保育所の生活の連続性を意識して保育を行っている

評価

A

①	登園時に家庭での子どもの様子を保護者に確認している	○
②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるよう支援を行っている	○
③	休息（昼寝も含む）の長さや時間帯は子どもの状況に配慮している	○
④	お迎え時に、その日の子どもの状況を保護者一人ひとりに直接伝えている	○
⑤	保育所の保育に関して、保護者の考え方や提案を聴く機会を設けている	○

〈①～⑤について〉

●庭での子どもの様子は連絡帳、健康観察表で日々確認し、登園時に「お変わりないですか？」等、言葉かけを行い、子どもの体調や機嫌、変化等の確認し、職員間で情報の共有をしています。体温は原則、自宅で検温してきてもらい、体調が悪いときのみ園で検温しています。

●基本的な生活習慣では、子ども一人ひとりの発達状況に応じて、個々にねらいを設けて自立的な生活習慣が身につくよう援助しています。発達・成長に応じて、個々の興味、関心に応じた適切な言葉かけをして支援しています。また、散歩、外遊び、粗大運動（マット、跳び箱等）、微細運動（指先、手首の運動、折り紙など）を取り入れ、病気予防や健康習慣、姿勢につなげています。

●休息（昼寝も含む）の長さについては、登園時間、保育時間、家庭での生活を踏まえ、午睡時間、食事の開始時間を調整するよう配慮しています。乳児では、0歳児の午前寝や1歳児の個人差を踏まえて睡眠時間に配慮しています。3歳～5歳児は遊戯室で一緒に午睡をしています。5歳児は徐々に午睡をなくし、就学を見据えて生活リズムに慣れるよう進めています。

●園での子どもの状況や連絡事項は、降園時に連絡帳、活動日誌でその日の活動等を伝えています。健康面の変化やトラブルの有無等は、必ず個別に申し送りノートに沿って遅番職員が伝達漏れのないよう保護者に直接伝えています。

●保護者の考え方や提案は、行事後のアンケート実施、懇談会や個人面談、送迎時での会話等を通して聞く機会を設け、保育に関する意見を抽出し、保育に反映させるようにしています。アンケートの結果は園だよりで知らせています。

評価分類4－(2) 保育時間の長い子どもが落ち着いて過ごせるような配慮をしている

評価 **A**

①	保育時間の長い子どもが落ち着いて過ごせるような配慮をしている	○
②	年齢の違う子どもとも楽しく遊べるような配慮をしている	○

〈①～②について〉

●延長保育では、保育室に遊びのコーナーを設け、玩具や遊びを揃えて自由に好きな遊びで遊べるよう環境を整え、設定保育と自由遊びの時間配分を考慮し、過ごせるよう配慮しています。また、子どもたちの健康を維持に留意し、健康観察表を用いて登園時から日中の生活の様子を職員間で引き継ぎ、降園まで子どもが寛ぎ、安心して安定した保育ができるよう配慮しています。

●朝・夕の人数の少ない時間帯の保育は、時期（子ども様子）や人数によって合同保育を行い、タイミン
グに適した人員配置にて子どもとゆったり関わられるようにしています。また、グループ制保育、担当制保
育を有機的に活用し、1日を通してタイミン
グを見極めて行っています。異年齢で行うリズムあそびは、「さ
くらさくらんぼ」のリズム研修で指導を受けた保育士を中心に進め、運動会でも保護者に紹介しました。

評価分類4－(3) 子どもが楽しく安心して食べることができる食事を提供している

評価 **A**

①	子どもが楽しく、落ち着いて食事を取れるような雰囲気作りに配慮している	○
②	メニューや味付けなどに工夫をしている	○
③	子どもの体調や文化の違いに応じた食事（アレルギー対応を含む）を提供している	○
④	保育所の食事に関する取組を保護者に対して伝える活動をしている	○

〈①～④について〉

●園では、ランチルーム方式で年齢ごとに食事開始時間を設定し、子どもが自由に席を選んで楽しく食事ができるように工夫しています。食事量については、子どもの喫食状況を把握し、量の加減をして完食を味わえるようにしています。食事は外注給食会社に委託し、献立表は、献立担当保育士と園長、栄養士と献立会議を毎月開催し、園児の喫食状況（残食）など把握の上、季節感、彩など翌月の献立に反映させています。献立表は月末に翌月の献立表を保護者に配付しています。幼児クラスでは野菜の栽培や調理体験、当番活動を通じて食に関わり、食事への関心と意欲が高まるように取り組んでいます。

●毎月、給食会議を行い、給食会議担当保育士（乳児、幼児）と外注給食会社との3名で喫食状況を確認し、子どもに合わせたメニューを検討しています。季節、行事に合わせて旬の食材、メニューを取り入れ、味付けは素材の味を生かす薄味にしています。

●アレルギー児の除去食では、健康管理委員会の指示書に従って実施し、給食時は別トレイ・食器、食札を用い、重複確認を行って誤配膳、誤食防止を徹底しています。宗教食、配慮食にも対応しています。除去食品が多い場合は、家庭からお弁当の持参をお願いしています。

●食育については、年間指導計画に「食育」を設けて期ごとに作成しています。プランターに野菜を植え、収穫してクッキングを楽しみ、関心を持てるようにしています。また、クッキー作りや庭でバーベキューをする等、楽しんでます。保護者に対しては、給食だよりを発行し、食事の内容をお知らせすると共に、管理栄養士による講演会等を実施して家庭での食育につなげています。園では、年齢ごとにクッキング活動に取り組んでいます。

評価分類4 - (4)	子どもが心身の健康を維持できるよう支援を行っている
評価	A

①	けがや病気を防止するため、日頃から身の回りの危険について子どもに伝えている	○
②	健康診断・歯科健診の結果について保護者や職員に伝達し、それぞれの保育に反映させている	○
③	保護者に対して感染症や乳児突然死症候群（SIDS）等に関する情報を提供し、予防に努めている	○

〈①～③について〉

●病気予防では、ケガや病気について都度、場面々で啓発しています。散歩前、公園での遊び始める前には必ず危険について注意事項を伝えています。また、プール遊び開始時には全体で話を聞く機会を設け、プール活動中も危険なことについて説明しています。健康については、カブトムシの教材を活用して命の尊さを学び、自分の生命の大切さ、自分で守ることを説明し、健康予防につなげています。

●健康診断（乳児毎月、幼児年4回）、歯科健診を定期的実施し、健診の結果は記録し、保護者に健康診断・歯科健診の結果については「すこやかてちょう」で伝え、職員も結果を共有し、保育に反映させています。また、毎月の「ほけんだより」でも全体の報告を行っています。

●感染症に関しては、園内で発生が確認された時点でクラス名を開示し、保護者へ周知し、蔓延防止に努めています。感染症や乳児突然死症候群（SIDS）等に関して、園医による健康に関する講演会を開催し、家庭での注意喚起を促しています。SIDSでは、0歳児は5分ごと、1歳児は10分ごとにブレスチェックを行い、2歳児は15分ごとに呼吸チェック表に記録し、安全に努めています。寝具は、0歳児は布団を使用し、1歳児以上はコットを採用しています。

II. 組織マネジメントに関する項目

評価領域 5 運営上の透明性の確保と継続性

評価の理由（コメント）

●理念・基本方針は、入職時に園のしおりを配付して説明を行い、職員会議でも都度、園長から話を行い、職員は理解を深めています。特に、年度末、年度初めには丁寧に説明を行い、職員面談で理解度を確認し、転入職者はクラス担当リーダーから引継ぎを受けています。中・長期計画は法人で作成され、園でも中・長期計画委員会を設け、計画に沿って大筋を立て、今年の課題、10年後の境町バイナッブル保育園、保育士の質、修繕、組織化について継続して計画の検討を図っています。

●園長は、事務分担表、園長業務一覧表で業務内容を明確にし、職員会議、日常的に自らの役割と責任を表明し、判断すべきことについて会議等で言及し、体制の定着に尽力しています。園長は、常に業務省力化を検討し、日誌や連絡帳の書き方等についても省力化を推進しています。職員が過剰労働にならないよう効率的な残業を心がけ、事務を分担し、役割分担の平均化に尽力しています。園長は、各クラスを巡回し、定期的に職員面談を実施し、職員の意見、意向を把握して働きやすい職場環境作りに努め、改善に向けた運営に取り組んでいます。

●サービス内容の評価については、期ごとに各クラスでの反省を実施し、各クラスの反省点を職員会議で意見交換を図り、課題を抽出し、次期の計画に反映するようにしています。また、評価、分析、反省により、対応すべき課題については迅速に対処し、解決に費用等が生じる場合は一定期間現状維持をしながら工夫を取り入れ、改善の準備を進めるようにしています。今年度、第三者評価を受審し、サービス内容の質の向上につなげていきます。

評価分類 5 - (1) 事業所が目指していること（理念・基本方針）を明確化・周知している

評価

A

①	理念・基本方針を明示している	○
②	理念・基本方針について、職員の理解が深まるような取組を行っている	○
③	理念・基本方針について、利用者本人や家族等の理解が深まるような取組を行っている	○

●境町バイナッブル保育園の理念・基本方針は、入園のしおり、パンフレット、ホームページに表記して周知し、園内の目に付くところにも掲示して理解を促しています。

●理念・基本方針は、入職時に園のしおりを配付して説明を行い、職員会議でも都度、園長から話を行い、職員は理解を深めています。特に、年度末、年度初めには丁寧に説明を行い、職員との面談で理解度を確認し、転入職者はクラス担当リーダーから引継ぎを受けています。

●保護者に対しては、入園前説明会、保護者参加行事、懇談会等で理念や保育方針について説明し、保育の実践を通して理解が深まるよう努めています。運動会では、園長挨拶の際に、子どもが楽しいと思える実例と共に理念・基本方針について伝え、理解を促しています。また、入園のしおり（重要事項説明書）を各家庭で保管してもらい、確認できるようにしています。子どもに対しては、保育活動の中で日常的に伝えていきます。

評価分類 5 - (2) 実践的な課題・計画策定に取り組んでいる

評価 A

①	理念・基本方針の実現に向けた中・長期計画が策定されている	○
②	中・長期計画を踏まえた年度単位の事業計画が策定されている	○
③	事業計画の策定が組織的に行われている	○
④	事業計画が職員に周知されている	○
⑤	事業計画が保護者等に周知されている	○

〈①～⑤について〉

- 中・長期計画は法人で作成され、園でも中・長期計画委員会を設け、計画に沿って大筋を立て、今年の課題、10年後の境町パイナップル保育園、保育士の質、修繕、組織化について継続して計画の検討を図っています。
- 中・長期計画に沿い、年間の人材育成計画、環境整備計画、全体的な計画、行事計画を策定し、園の特性に合った内容で作成しています。
- 事業計画は法人本部に提案し、理事会で決定を受けて実施しています。行事ごとの反省、役割分担の反省、年度の総括の反省を踏まえて職員会議で話し合いをしています。
- 事業計画は、職員会議で前年度の話し合いを基に来期の計画を話し合い、決定後、全職員に周知しています。記録はいつでも閲覧ができるようにしています。
- 保護者へは4月の園だよりと共に配付し、年度初めの懇談会で園長から説明しています。

評価分類 5 - (3) 管理者は自らの役割と責任を職員に対して表明し、事業所をリードしている

評価 A

①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している	○
②	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している	○
③	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している	○

〈①～③について〉

- 園長は、事務分担表、園長業務一覧表で業務内容を明確にし、職員会議、日常的に自らの役割と責任を表明し、判断すべきことについて会議等で言及し、体制の定着に尽力しています。園長は、「職員は自分の責任で仕事をしてほしい、責任は園長が取る」旨を職員に伝えています。
- 園長は、保育士の振る舞い、接遇マナー、言葉遣いに注力し、保育事務ごとに定められた書式の期日内の提出、実現可能な課題を与えて自信につなげ、職員の資質向上に指導力を発揮しています。職員の育成に関しては、できているところは認めて、間違っているところや改善等については注意し、一緒に考えて、労い、モチベーションにつながるよう質の向上に取り組んでいます。

●園長は、常に業務省力化を検討し、日誌や連絡帳の書き方等についても省力化を推進しています。職員が過剰労働にならないよう効率的な残業を心がけ、事務を分担し、役割分担の平均化に尽力しています。園長は、各クラスを巡回し、定期的に職員面談を実施し、職員の意見、意向を把握して働きやすい職場環境作りに努め、改善に向けた運営に取り組んでいます。

評価分類5－(4) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている

評価 A

①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している	○
②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している	○

〈①～②について〉

●サービス内容の評価については、期ごとに各クラスでの反省を実施し、各クラスの反省点を職員会議で意見交換を図り、課題を抽出し、次期の計画に反映するようにしています。また、評価、分析、反省により、対応すべき課題については迅速に対処し、解決に費用等が生じる場合は一定期間現状維持をしながら工夫を取り入れ、改善の準備を進めるようにしています。今年度、第三者評価を受審し、サービス内容の質の向上につなげていきます。

●評価、分析、反省により、対応すべき課題については迅速に対処し、解決に費用等が生じる場合は一定期間現状維持をしながら工夫を取り入れ、改善の準備を進めるようにしています。今年度、第三者評価を受審し、サービス内容の質の向上につなげていきます。

評価分類5－(5) 経営環境の変化等に適切に対応している

評価 A

①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている	○
②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている	○

〈①～②について〉

●法人で社会福祉事業全体の動向について把握し、事業経営をとりまく環境の把握については厚生労働省の方針、川崎市や川崎区の動向、他都市の情報、メディア情報等を把握して運営に生かしています。地域の情報については、他園との交流や区の園長会議、幼保小連絡会等に参加して情報を収集しています。

●資金収支計算書また決算書等から人件費比率、事業費等の経営状況を分析し、法人の方針と照合しながら改善すべき課題を抽出し、法人本部と連絡・調整・分析を行い、対応策・改善策に取り組み、実践につなげています。

評価の理由（コメント）

●園の情報提供は、川崎市ホームページ、かわさきし子育て応援ナビ、川崎区地域子育て情報カレンダー、川崎区子育てガイドさんぽみち、法人ホームページ等に情報を開示しています。園庭開放の実施や園で招聘した人形劇の公演等に地域の方を招き、案内を川崎市の公報や園外の掲示板で情報を提供しています。園行事には卒園児も招待しています。

●園庭解放、子育て相談、一時保育（リフレッシュや非定型）を実施し、地域の子育て支援に貢献しています。また、園医による健康に関する講演会に近隣の小規模園関係者を招聘しています。ボランティア、実習生の受け入れでは、養護学校の実習生や、就労支援施設の実習生を受け入れ、工夫しながら施設利用を進めています。ボランティアの受け入れについては、近隣の高校生のボランティアの受け入れを行い、今後、中学生の体験学習等、要望があれば受け入れて行きます。

●地域の関係機関との交流、団体との連携では、川崎区の園長会、川崎区の幼保小連絡会、地域連携会議に参加しています。関係機関・団体との連携では、南部地域療育センター、こども家庭センター（中央児童相談所）と連携を図り、相談・助言を受ける等、連絡ができる体制を整えています。川崎臨港病院りんこう保育室や、併設施設の特別養護老人ホーム境町フィニックスと交流を図り、併設施設とは協働で夏まつりを行ったり、ハロウィンでは子どもたちが訪問し、夏休みには模擬店を出店して地域の方と一緒に楽しく過ごしています。

評価分類 6 - (1) 地域との関係が適切に確保されている

評価 A

①	地域社会に対して、開かれた組織となるよう、事業所に関する情報を開示している	○
②	事業者が有する機能を地域に提供している	○
③	ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している	○

〈①～③について〉

●園の情報提供は、川崎市ホームページ、かわさきし子育て応援ナビ、川崎区地域子育て情報カレンダー、川崎区子育てガイドさんぽみち、法人ホームページ等に情報を開示しています。園庭開放の実施や園で招聘した人形劇の公演等に地域の方を招き、案内を川崎市の公報や園外の掲示板で情報を提供しています。園行事には卒園児も招待しています。

●園庭解放、子育て相談、一時保育（リフレッシュや非定型）を実施し、地域の子育て支援に貢献しています。また、園医による健康に関する講演会に近隣の小規模園関係者を招聘しています。ボランティア、実習生の受け入れでは、養護学校の実習生や、就労支援施設の実習生を受け入れ、工夫しながら施設利用を進めています。

●ボランティアの受け入れについては、近隣の高校生のボランティアの受け入れを行い、今後、中学生の体験学習等、要望があれば受け入れて行きます。

評価分類 6- (2)	地域の福祉向上のための取組を行っている
評価	A

①	関係機関・団体との定期的な連絡会等に参画している	○
②	地域の関係機関・団体の共通の課題に対して解決に向けて協働して具体的な取組を行っている	○
③	地域の福祉ニーズを把握するため事業・活動に参加している	○

〈①～③について〉

- 地域の関係機関との交流、団体との連携では、川崎区の園長会、川崎区の幼保小連絡会、地域連携会議に参加しています。関係機関・団体との連携では、南部地域療育センター、家庭センター（中央児童相談所）と連携を図り、相談・助言を受ける等、連絡ができる体制を整えています。
- 川崎市保育まつりに参画し、運動会では田島小学校の体育館を借用し、一緒に草むしりを行ったり、年長児は小学校へ訪問する等、交流を図っています。また、川崎市や川崎区、近隣の保育園と共通の課題について話し合い、法人の園長会で情報交換を図る等、解決に向けて取り組んでいます。
- かわさき区子育てフェスタの活動に参加して地域の子育て親子と交流を図り、地域の福祉ニーズを把握しています。川崎臨港病院りんこう保育室や、併設施設の特別養護老人ホーム境町フィニックスと交流し、併設施設とは協働で夏まつりを行ったり、ハロウィンでは子どもたちが訪問し、夏休みには模擬店を出店して地域の方と一緒に楽しく過ごしています。

評価領域 7 職員の資質の向上の促進

評価の理由（コメント）

- 人材の採用については、法人本部にて公募を行い、必要な人材や人員体制に関しては園で必要性を法人本部に上げ、適正な人材の採用に努めています。必要に応じて派遣会社も活用しています。現状、人員は充足していますが、将来に向けた採用計画や、職員の休憩時間の保障等、待遇面の検討を行い、働きやすい環境作りに努めています。年1回、職員の意向調査、希望・要望等を聞き、改善に努めています。また、人員体制については、子どもに応じて加配申請や、法人本部の援助（加配相応）、早番・遅番時間帯の残業を認める等、職場環境の整備に努めています。
- 職員の教育・研修については、入職時に法人本部で1日間研修を実施し、配属後は園で内外研修を行い、全職員に研修参加の機会を設け、資質向上に努めています。職員は、モンテッソーリ研修に参加し、モンテッソーリの考え方、教具の活用を中心に保育に生かしています。研修受講後は研修報告書を作成し、会議で報告し、研修報告書は閲覧できるようにして職員間で知識・技術の共有化を図っています。教育・研修計画の評価、見直しに関しては、復命書や研修報告を参考にして見直しを行い、保育士の資質向上、職員相互の研鑽を図っています。

●園長は、職員の日々の様子、就業状況や意向を把握し、シフトの調整を図り、職場環境に配慮しています。また、有休消化率や時間外労働の状況を確認し、定期的に「意向申告書」に沿って職員と面談を実施し、必要に応じて業務内容や人的配置を見直し、法人系列園での勤務変更等、改善に努めています。福利厚生では、医療健保の健康保険組合に加入し、腰痛検査やストレスチェック等を実施し、職員の健康維持に取り組んでいます。

評価分類 7 - (1)	事業者が目指しているサービスを実現するための人材構成となるよう取り組んでいる
評価	A

①	必要な人材や人員体制に関する具体的な考え方が確立している	○
②	具体的なプランに基づく人材の確保に取り組んでいる	○
③	遵守すべき法令・規範・倫理等を正しく理解するための取組を行っている	○
④	職員の育成・評価・報酬（賃金、昇進・昇格など）が連動した人材マネジメントを行っている	○
⑤	実習生の受入れと育成が積極的に行われている	○

〈①～⑤について〉

●現状、人員は充足していますが、将来に向けた採用計画や、職員の休憩時間の保障等、待遇面の検討を行い、働きやすい環境作りに努めています。人員体制については、子どもに応じて加配申請や、法人本部の援助（加配相応）、早番・遅番時間帯の残業を認める等、職場環境の整備に努めています。

●人材の採用については、法人本部にて公募を行い、必要な人材や人員体制に関しては園で必要性を法人本部に上げ、適正な人材の採用に努めています。必要に応じて派遣会社も活用しています。川崎市の就職相談会への参加や、正規職員の紹介では報酬制度を設け、人材の確保に取り組んでいます。年1回、職員の意向調査、希望・要望等を聞き、改善に努めています。

●就業規則、運営規定、各種マニュアル等を備え、遵守すべき法令・規範・倫理等はリスト化し、労働基準法を遵守しています。境町パイナップル保育園の「ルールの特典化」も進めています。

●法人の人事考課用の所定用紙により、自己評価、面談の実施、職員の給与・賞与について説明しています。また、川崎市の処遇改善体制に準拠した人事体制も進めています。

●実習生の受け入れについては、実習生受け入れマニュアルを整備し、事前にオリエンテーションを行い、プログラムに沿って実習内容を作成し、効果のある実習が提供できるよう実習依頼校と連携しながら受け入れ体制を整えています。実習校では、蒲田女子高等学校、YMCA 保育専門学校、横浜保育専門学校をはじめ、保育士養成校から実習生を受け入れています。

評価分類 7 - (2) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている

評価 **A**

①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている	○
②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている	○
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている	○

〈①～③について〉

- 職員の教育・研修については、入職時に法人本部で1日間研修を実施し、配属後は園で内外研修を行い、全職員に研修参加の機会を設け、資質向上に努めています。職員は、モンテッソーリ研修に参加し、モンテッソーリの考え方、教具の活用を中心に保育に生かしています。
- 職員研修は、法人組織として教育・研修計画を策定し、経験年数や受け持ちクラス（年齢）に応じて、研修内容を選定し、出張命令を職員に促しています。研修については、園の紹介、個人希望、主任からの推薦職員等により、適正な研修に参加し、知識、技術を高めています。研修受講後は研修報告書を作成し、会議で報告し、研修報告書は閲覧できるようにして職員間で知識・技術の共有化を図っています。
- 教育・研修計画の評価、見直しに関しては、復命書や研修報告を参考にして見直しを行い、保育士の資質向上、職員相互の研鑽を図っています。

評価分類 7 - (3) 職員の就業状況に配慮がなされている

評価 **A**

①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている	○
②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる	○

〈①～②について〉

- 園長は、職員の日々の様子、就業状況や意向を把握し、シフトの調整を図り、職場環境に配慮しています。また、有休消化率や時間外労働の状況を確認し、定期的に「意向申告書」に沿って職員と面談を実施し、必要に応じて業務内容や人的配置を見直し、法人系列園での勤務変更等、改善に努めています。
- 福利厚生では、医療健保の健康保険組合に加入し、腰痛検査やストレスチェック等を実施し、職員の健康維持に取り組んでいます。健康保険組合よりも職員に配付しています。保育園での制服は各職員に支給され、エプロンについては貸与しています。園長は、職員の心身に配慮し、精神的なストレスや悩み等を聞き、必要に応じてメンタル検査が受診できることを案内し、職員のメンタルケアに配慮しています。また、職場環境を大切にするよう職員室に貼り紙を行い、全職員で働きやすい職場環境作りに努めるようにしています。

利用者調査項目（アンケート）

境町パイナップル保育園

アンケート送付数（対象者数）	85人
回収率	62.4%（53人）

【サービスの提供】

※上段%、下段人数で示しています

利用者調査項目		はい	どちらとも いえない	いいえ	無回答
1	落ち着いて過ごせる雰囲気になっているか。	90.6	7.5	1.9	0.0
		48	4	1	0
2	子どもの体調変化への対応は適切か。	79.2	17.0	1.9	1.9
		42	9	1	1
3	提供されている食事は、子どもの状況に配慮されているか。	81.1	17.0	0.0	1.9
		43	9	0	1
4	子どもの保育について、保護者と園に信頼関係があるか。	69.8	20.8	7.5	1.9
		37	11	4	1
5	園の生活で身近な自然や社会と十分かかわっているか。	91.4	5.4	1.1	2.2
		45	5	1	2
6	安全対策が十分に取られているか。	79.2	13.2	1.9	5.7
		42	7	1	3

【利用者個人の尊重】

7	一人ひとりの子どもは大切にされていると思うか。	86.8	7.5	3.8	1.9
		46	4	2	1
8	子どものプライバシーは守られているか。	88.7	7.5	1.9	1.9
		47	4	1	1

【相談・苦情への対応】

9	保護者の考えを聞く姿勢があるか。	77.4	17.0	1.9	3.8
		41	9	1	2
10	第三者委員など外部の苦情窓口にも相談できることを知っているか。	37.7	7.5	54.7	0.0
		20	4	29	0
11	要望や不満はきちんと対応されているか。	64.2	20.8	5.7	9.4
		34	11	3	5

【周辺地域との関係】

12	周辺地域と園との関係は円滑に進められているか。	75.5	17.0	0.0	7.5
		40	9	0	4

【利用前の対応】

13	【過去1年以内に利用を開始され、利用前に説明を受けた方に】サービス内容や利用方法の説明はわかりやすかったか。	64.2	22.6	11.3	11.9
		34	12	6	1

利用者アンケート調査結果（設問別「満足度」総合）

（注）レーダー数値は設問別「満足度」回答率（小数点以下は四捨五入）

調査対象園舎：社会福祉法人 同塵会 境町パイナップ保育園 川崎市川崎区 11-9

回答世帯数：85 世帯中 53 世帯<0 歳児(4 世帯)、1 歳児(8 世帯)、2 歳児(13 世帯)、3 歳児(9 世帯)、4 歳児(11 世帯)、5 歳児(8 世帯)>

定 員 : 90 名

調査期間： 2018/09/28 ~ 2018/11/28

